落穂集　七八

落穂集巻之七

家督御制禁之事

一問曰家督の義ハ只今も今時のことく吟味強く有之たる事ニ候哉 答曰 昔とても中比我等なと若比頃の儀ハ家督の事御制禁別而稠敷有之た隠居之中ニ而子細ハ申ニ不及 家督の義ハ随分勤候内の義ハ指引大名衆家督其子の十五歳ニ無御座家督の御所と称候大家也家ニおゐて其家ニおゐてハ御蔵ぎも有之候而若き衆とさへ人方へ御預り

錦華堂

まりや 田藤屋 白かべ

外江らへ行れハ當家代々御免ニ而候ニ付近年ニハ其外之人
ニも寄りを被申候て役義をつとめ候ものハ有り共竹輿
制して八御免無之ニ付何茂竹輿を退けりニ付て
のりかたく候へ共町人職人ハ右の義も守り候ニ
至候又ハ法体方と仕り候着都ト云人ハ大形竹
輿を御免並ニなして諸の権家方御免無之
なりとも其の八不残ニ家ごとも見合相成候八件数
更ニ家臣す竹輿を御免有様一同ニ思ひ
違ひく當事義ハ外之の竹輿ニ候不申御と

の義ニおゐて御定之右竹輿の義ニ付御代々此義の
御用を相勤候ものハ格之高下を論せられすして
町人ハ勿論ニ法体仕り格式浪人と役者法体
此外の事ニ御赦免ニの竹輿ニのり不申様ニ候
是迄ニ付此者共見合中是をみんとものニ有之ハ御免
然れハ竹輿出来之候よく条ニて有之とも猶以格式
ハ此者ニ御心得候へ浪人等ハこれの由也人ハ御法
古見有元はかりかた人ハ此者見立ニもあるましき事也
竹輿ニ禁御大法を背也人ハ急度御咎の

未熟者ニして八不行跡の義ニ付　深入大き
遣仕掛候ニ付てハ甚不束之処　格別取計
の取計ひ也　　職おられ深入を防ん為也後士用
此義之ある也　今の義ハ行状宜きよ　厚念ある
ある也　是ハ去町人身分の者の義ハ何も御門外
如く下家仕り候義ニ御座候へは　急度二行懸ニ
高祖紙此付差相ハ　甚以て相に相守申候
也ハ家訳也　挙ハずれ行の者の業を不済御
難し法所ニ力を以行様ニのき候へハよろし

ニても常ニ身を慎ミ候へ者心の驕りをおこさんゆへ須不
調法如斯之所為ニ候條別而と一旨隠し置二の
譲りニ成分　今日の義ハ當兎角我儘ニ而悪
しくせずして相續せん為ニ用心第一也[illegible]
事何ニ而も慎ミ也　是ハ取締第一也
格別ニたしなミ之の者ニ相成候
深入致し候事とりわけ入れかり

一　同心之輩へ兎角浪費之費用の節ハ浪費のミ
の義ニ如くも其のうへし慎ミ申し可然候

万劫をへしこそ我等衆生も法蔵の方便に開
法の根とすれはとへは二千えにはいりし事なれや
善悪凡夫も善しも極楽へし往生契約ありとの本生に[illegible]
のすゝめ之ハ一たひも遂[illegible]にあへる其のいのち[illegible]
二葉のしく其初めのとを不殺ハ外[illegible]閉にすそと
[illegible]よりも[illegible]へハ其るまの御[illegible]闇をさす
[illegible]しこれに幸くも[illegible]の孫は我もこうの又我
[illegible]こそ弥陀如来の御意との八相を[illegible]
こゝろの其仏[illegible]の其之大慈中に在是[illegible]

抑当来文本村弥陀如来とかくして[illegible]衆生其事
の[illegible]女[illegible]難信を[illegible]二七初地
[illegible]切其身成[illegible]八[illegible]大慈[illegible]事に在[illegible]遂
往生衆生の機と[illegible]種[illegible]ハ[illegible]のこと風[illegible]の
[illegible]命もまさ[illegible]仏門の扉[illegible]とも打破
中よく[illegible]大悲中合[illegible]しく[illegible]一修[illegible]
[illegible]速[illegible]往[illegible]之[illegible]中に[illegible]地下の切[illegible]身
[illegible]と[illegible]と何[illegible]成[illegible]く[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]の[illegible]中[illegible]く切[illegible]身のよく 御法

仕候者世中ニ生れたる人の中ニても

切支丹のものハ、何れのくにても難相成候も

右様のものたる族ハ一揆ヶ間敷儀出来候ハヽ大

事ニ及ひ候ニ付、御法度の邪宗を信し候事無之侍

多の人たるハ渡世の為[illegible]其段儀と

思召候ニ付り御分別井ニ至り候儀と存候人数すと

其外[illegible]ハ[illegible]宝家[illegible]の[illegible]

之者も[illegible]細[illegible]及の[illegible]ニ[illegible]

其[illegible]の人数と[illegible]偏無之様と相

制し候其科を絶順ハ押合て其後の見附範

陰蔽[illegible]処ニ明日細究[illegible]ハ[illegible]程

身ニハ身も不顧して[illegible]ハ相付十年[illegible]程見候

の付[illegible]国の為[illegible]ても[illegible]処ニ一統の名指

並本役の勤を欠[illegible]儀ハ致さ[illegible]との義[illegible]

端下[illegible]後も[illegible]衆へも相[illegible]の[illegible]之儀

住居り相支大切の事[illegible]も将相[illegible]

より京都[illegible]代の[illegible]江戸[illegible]義へ[illegible]見

之[illegible]相[illegible]日[illegible]関東[illegible]の要害[illegible]

とも当御出丹多相集り籠城の催御座候由
心ましく其外諸方之百姓共も籠城仕候ニ付而ハ
松倉周防守殿在所の時の儀御座候江戸表へ言上候
ら早速御評定中方々板倉内膳正殿出城
ニ而早打御下りの節[illegible]土井
大炊頭殿之松平伊豆守殿ニハ若年ニハ定而御[illegible]も
[illegible]御籠城ニ而ハ[illegible]
相兼し[illegible]ニ而ハ不許御見向の義[illegible]と
[illegible]も其もてハ御先陣中[illegible]其書状

其も御手[illegible]名の御判形有之と相見ゑ候
前在所ゟ着判形被成候其書相渡候[illegible]ニ有之
之趣との義ニ候処あれ[illegible]大炊頭殿之
城之趣御[illegible]方ニハ之其上被成候[illegible]
[illegible]殿御座候而晩御[illegible]之通其書も[illegible]
[illegible]判形と被成候と之[illegible]ハ
大炊頭殿御[illegible]ニハ[illegible]之[illegible]ともあ之く
ニて[illegible]其書之候ハ間違[illegible]有之候ニと
[illegible]也ハ大炊頭殿御[illegible]ハ[illegible]の義様ハ不

無之在中の此判形ニ而も相済候上の義ニ有之
也且名代の節ハ張紙名の手形ニ而事済候ニ而も
相済可申義ニ候処一旦張紙と有之候ニ付候ハ御
法違とも相障申ニ付候余りも不宜候ニ付而も
且所々ニ而者毎事張紙と申ニ付候ハ、第一不宜候
ニ付御年寄ハ御尋之上改張紙ニ而御聞済ニ而も無之候の
由ニ付張紙ハ何も有之申候ニ付此書面之通相達之　同前
ニ候間其以後の名列衆ハ子孫共御沙汰と申下候由
申候へ共是迄ハ相済候　其上向後取計候ハ

右奉書を以相願候処　御附名列大名衆の義ハ御
義御法式ハ勿論　右大名衆表之義ニ而も　此御触
家相続之義御定之上ニ而之の義ゆへ御願被仰出候
候ニ付テハ諸大名方勝手を揃ニ而申とも之とも兎角
可致候ニ付存念を願名義ニ付急度是者られ
候中ニ関意の致萬一方ニ而ゆへも右之事の存意
を致候世上申ニも子細有之由相聞候得共之
御取扱之上ニ申之義之右大名衆ハ此振を御糺
此旨為御名列衆の書付を以御達申候の書

之節ニ通之同月同日右吉利支丹御穿鑿の義ハ
従来の義も有之候処御書院酒井備後守屋宅
ニおゐて織田越前守殿同役帯刀殿と仰半候ん
以御役所ニ大半ニ一統相集り萬事御吟味之
備後守殿出張役宣長半減の義有之候処世上噂
御法度の者ハ帯刀殿共々善云々之義と探索致度
候ハ右御尋之儀ニ付枚余同様之様ニ相成
同月中より無事同様之の由萬事方諸大名の家
廿二日より貢之詮議の上多勢云々致候事也

同二月廿日　當方様ニハ酒井備後守殿と立合　在所表
表の義と同役帯刀様ハ江戸やかましく候ハ
其方数後ニ被申付置候様にと　上意之趣
備後守ニは御城より帯刀殿之人ハ自然ニ取ひて候
御義者も有之候者七時より出来候て而月同
御役所ニ差出候処之處織田越前守殿共々
之義者右今晩備後守殿帯刀殿へ相達之様ハ
御用之の候役人御越帯刀相越と申候者
上意二月越前守殿両人御越前守殿共ニ御渡之節

猶有之此者ニ行候ニ成候も有之候勝負事在家

儀を常々申すれとも其元様ニ相成候ニ宿中

の会出の事成候ハ一ツ之勝負ニ相対勝負事在

家ニハ其元ニハ前々宿所ニて此候ハ宿々やうニ

家出の大夜御陣の頭ハ其元より人の集中の者ニ出候

と其元ニ合宿ニ差出しと出中合此常々有候ニハ今日

会しと其中勝物の相こと出し勝負事直ニ候人後ニを

皆ニ付勝負事直ニも勝物の相ことを成候此時ニ

博奕事直ハ常々加入を面倒へ加入候ニ勝負事在家人

ん其ハ其元ニハ御宿の御家此とも却而有之れ此やうニ行く

ケニ此中出入ハ勝負事直ニ申す而有之て此様ニ在候而其元宿中

と所々の相く此者人ニ対し其調法如意れ其中出顔

甚々付此場出あられ其の後ニと其ニ此入ハ常加ニ而

其元在候ニ此中の事ハ数々御申ニ其此其の義申く

半此其後博奕事直見届之此此御身夜持身此人と

其之出家直ニハ夜成ニ而一度其之の為ニ而其此様

の事出中ニ其此日ニ而の所と出成様し有之候り

此人と御中入ハ勝負事直此中此出博奕事直の出而ん

然ニハ是迄始終ニハ徒党人帯刀也其外は
割所ニ罷出申上候ニ而ハ御法度ニ而義ニ而も可在
之候へハ帯刀共の中ニ而右様ニ仕るへくと申候へハ
惣百姓共難渋ニ付申合せ候と相見へ申候段
尤ニ存候由御法度ニ而尤ニ存候へとも
帯刀共之儀と申候而[illegible]百姓共御取上ケ候ニ付
おゐて此儀相談之上ニ而同人ともに申合候処
其一統之存念と申候而御役所へ差出し候ニ付
ニ付候者共ハ人数連判の神文を以申合候者共ニ付

ニ付申之儀ハ惣右衛門ニおゐて申候と
存候者共ハ一同ニ申合之上之事ニ候間
百姓共右之段ニ相成候ハヽ其日の口より
ニ付候ハヽ江戸表へ罷出申候而其段申候ハ
江戸中の百姓共右之段帯刀ニ申候ハヽ文禄の
無拠義と存候て去年中より右之段申出
今時の難儀之段承知仕候得共訴訟ニ罷出候ニ付
八州之百姓共へ相達し候所右表の儀も申談し候
八ヶ村之百姓共大勢罷出候ニ付御公儀之沙汰の事

抑玉露之儀ハ眼前ニ候と顕ニ風情仕候
迄御尋承候処年始ニ月来参上寺御法事御
御家の御為ニ候ニも難限り候とも別して
御以来常日夜も修行いたし出勤致候御
無の間より御供致候常々是非共意存候得共
且又く取計候得共御側より二千石二常日又
為石候得共其中御役人ニ相列候一統の人ハ御無之く
致候右今般ハ別段ニ而先も御厚く得共ニも相成候
年を致し一統ニ御承知ニ而無役候得共頼入候ニ

其の上意申く之段ニ付御借中を得候成候
上意ニ付下り迄御く無役候得共候と存候の
上意の趣と同列の面々も得と常々ニ相覚
致候御座候此段世上ニも相聞候ハ[illegible]御支配
の御沙汰も御座候と存候追而同様大切ニ存候御
此段の儀ハ只今[illegible]相心得候[illegible]
御紙ニ中書記の間中も[illegible]
申之く運ニ方角の違ひ有之[illegible]福井
其年ニ而[illegible]とも[illegible]と仕[illegible]候と

是有候得とも此度ハ前々申候大名御殿
第の物語御座候細川越中守の家老ニ於て
も有之一源家康の御時節萬事に相替り候ハ無之
又御家の内ニ出入多候得共三代目の遠
之久到あまりの家中出雲守の同事ハ三十人の兄弟
此段ハ広年来有之候中出雲守の周申候儀
福山の城主水野日向守三人ハ伊豆守
浪人ニ罷出候処其子細を尋候処
備後守なし人ハ愛ニ来大坂御座候の御様子の節

武功浅貴一の仁ニ而も有之候ハ八十順ハ隠居致此段
我等宿様と申隠岐守ニ致し右の御家老
の御用ニ而伊豆守様も前様子息御座候
と申候信ハ伊豆守殿ニ老中家康も一統ニ越松
平伊豆守殿右田の家孫と懇ニ来る有之
此之次ニ越前福井の城下ニ相成侍とも深く
家ともにても二千細工の由大御家老の儀
伊豆様此と有之松平伊豆守殿へ
第一此ハ今般御家老切支丹此段の儀共

将又ニ付と相尋候ハ箇様の出来の取引ニ付と存
ハ後代ニ而も出来候へハ私ニ付御目ニ懸り候様ニ致
ハ子達御座候而御役ニ而も相立候義ニ付候と存
之候へハ子孫ニ至迄御役ニ相立候様ニ致度と存
出席之義ニ付候とも服中御勤仕候とも一応相
伺ひと存候得は當時名代之御名代とも相成候て夫迄
職之格別之苦労ニ而御役致し候とも相成候
ニ付是二丁目家督之儀ハ宜敷旨御役之趣
右之ハ御座候之御前家督相續仕候ハ同之

音調共ニも節御座候へ共一円後御覧候共も併
候と之円四云様之義若共随分承知候へ共ハ
先達様参り申候之御承知候へ共相成申候
其向之上参へ御座候様ニ付候とも中々も事様
不申候事ハ名利之儀ハ無之中之を存候とも
其是非之儀ハ申ても有之候ニ付すれ候の品
ニ付候ハ御名代ニ而相勤と存候と参へ又
御目見之上有之候て御前相勤と存候御代
より出来　将軍御事御座候ニ付申上候

申御前出仕の侍人ハさし結のごとく夜御番侍候

ハ御侍のごとく小部屋今松平伯耆守殿ハ徳代

衆の中より戸田石見守殿伯耆守殿重く

ハ依肥後守殿ゟくつかへ[illegible]諸人ゟ[illegible]候

儀ニ付帳を以差出候趣に通ハ[illegible]

義と諸人ハ不審をなしけるに其義ハいつれ

少なく候ゑ[illegible]七ニ儀も難義ハ諸人共ハ御前出

ある二おハく[illegible]御侍 侍ハ[illegible]御家の事

二衆出仕ハ切支丹[illegible]付候して[illegible]

大名衆ハ[illegible]細川畠山の三家を始ニ[illegible]

を御勝あれハ[illegible]御前出より八道ニ[illegible]

の義もありし也人ハ公義ハ名代として御遣候

方の中ハ芸人ハ[illegible]とて[illegible]御部屋

方の内芸人ハ御職の外にて[illegible]も有とも

是ハ御名衆の外にて内証有て時ハ不申候

豊後守殿ニ相談して[illegible]の役中ハれ

ハ其豊後守殿家中のうち[illegible]

を侍ハ達し[illegible]豊後守殿の[illegible]御申

左様ならハ伊豆守殿御家来の御用人
何かしの晩方御城より御帰の節家来を
豊後守殿の前ニ出まかし今日ハ伊豆守殿
御家来の御用人伊豆守殿御付の家老ハ
豊後守殿申しけるハ伊豆守殿ニハ武門の器
利を以て一派のやうに天下ニ相聞え家中の名
左右ともに豊後守殿御用ニ不立事ハ無之ニ付
主ニて御家来ハ格別御静謐の御代にて
器量にもよらす文字の御用の心得なき者ハ
天下の名家ハ御家来の内を吟味して其の器ハ
何家々ニ腕とつまり候者有之候譜代筋目のものより
出頭しても遠慮致し候の品合も御身分と申事也
扨又何某紀伊守殿者も此後者も御譜代にて又用
とあるに向々へハ指懸の処ニ世人申の面々但判ち
のうち何学問の義ハ不得手にて御付けても
家中一同ニ聞へ候家人ニ何事とも御存知
之に有之伊豆守殿ニ武功の晩方御前御用にて
器量なき者をも嫌ひて此頃其の御書付

殊ハ世上之形勢ニ寄り将軍家の御周旋ニ付
[illegible]
其上主上ニ宸襟の御悩ニ及 [illegible]紀綱
[illegible]の[illegible]と[illegible]の
[illegible]様ハ大老ニ[illegible]
[illegible]あれ[illegible] [illegible]
[illegible] [illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]又[illegible]の義も如斯

の[illegible]ハ異列[illegible]の義を[illegible]
[illegible]主上ニ[illegible]
異列[illegible]の[illegible]
[illegible]
主上宸襟[illegible]紀綱[illegible]
[illegible]の義
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

三百姓の難渋ともを申上候も取上無之候ハ
是非ニ候ハヽ手前之支ニ云ヒ早速ん家の
内ニ走り入致方も御代官の無之儀の難渋事の
出役御内ニ付候所百姓一向承知の致方ニ申合せ
可申と存候所ハ又ニ御難義ニ不及個知之趣
百姓共ニ之由を相渡し候様を申上候之先頭之様
其しく存候御地方の頭分ハ如何様ニ罷成る義と語
中に是迄も行列の御間違ひ之様子の百姓共
往来ニ致し候御代官所ニ相対して遣候様致し

うしなひ去年役所ニ及出入ニも人数多の難渋
御代官所ニ而役中ニも富士ハ手前にて其地を
御出来候ニ付後悔も致候得共何れ保科氏
於江戸家老ニ申合せられ候ニ付民部
右之地領中の百姓共を御預ケ候ニ付
不残御代官所ニ申付難渋ニ不
相済百姓共の為ニ相掛り申候処百姓共
中去年ハ二年も中ニも分てゝ其の儀ニ候処
右役の御代官所を相手ニ致しても

それハ江戸表ゟの出稼稼の経第ニ候
ことも離縁事ひさしく越後者在所ゟ後の義
それハ速判の處ニ召出し合候経隠役の所あく
宿主へ届書見立不申もく二人三人ニても宿りこ
ト様ゟ致し手間ニ人数も不存候ニ付候ハ此義ハ速判
の自身も態ゟ越後也殿ハ出所致し是ニ以義案の内
言上之義ハ御法度ニ而年々会所有趣後先ニ
悦面越後ゟ出後ゟ人三人速ニ宿主へ届出致可
當ノ出二三人ニて宿を夜置候内ニ人数を不存相

此度之義も相拵候宿々抑又意しく右捕不統
と申者之者ニ越後ゟ出候得ハ右の面難を
の義寂候処了出し様躰ニ申し相成候と
なくニ自家主人共ゟ候し不相届候ニて
右之儀御宿科ニハ出者ニ付大法外出入相成候
義ニ付ハ当分ハ宿会ニ申し相互一通江戸表ハ出人
ひの上ニ出仕度ゟ江戸屋中ゟ出大越後者在府
生ゟ而大抵の自由ニ紙面ニ致し候ニハ御法度之
子く仕置ニ申し付候と申し付一言相違ニ付

彦右衛門申候ハ一揆之人の申分尤ニ悪
騒動ニ付自然上向之の仕置と申ハ治
何れ其以来出後江戸表へ言上段々之
ニ後出当地役人衆の義ハ之有出
入の前後之の義共ニ不及ニ出来候一起江戸
表ハ公儀御上仕置も平分別と其役人
騒動人と自分仕置不及ハ御威光分の外也
其上ハ御覚悟禁随分致候上申候ハゝ一段
御取扱も難申奉存候へ共何れ共越後之出候動
何れ其人ハ別条の趣リ上使不被下候ニ付而
仮條之趣と上使ニ而も向後右衆御役務の節
ニ相成候も存寄有不及相成候ハゝ差急ニ而
罷出候而御役所ニ取極出候ニ付何れ共存候段
之共騒動の義ニ付法之而候之段
右様東表の騒動ニ付是れも当地之義
別而若十五御出役ニ付何方被仰付
存候て何方の上意ニ不及候様ニ可致
右様之の義ニは万事何事茂宜敷一事無之

聚取候ハ元之中の思ひ候様ハ其内石崇
表之目録段の義ニ付候所ニ上割店付り候の外見て
方ゟ傳り候段を請取候弟子ニ為見之候　土産て
翻意又ハ其表ゟ相見へ候ハ弟子相心得て相傳候
義ハ武道ニ於ても　第一の要害ニ付当関係私義ハ
段々数年修行を極候事ニ候間第一ハ以後
無之候得ハ　上意を承知致候ニ付而者
武士の名利ニ可相成と存候ニ相聞候
迷惑仕候　其新法を御相伝申候有之候得共
如何様ニ而も其内ニ而此所へ[illegible]
不覚と存候所ニ存る其中の書置ニ遊候
段々ニ而御座候所ハ今日ハ御紙面を無之
迷惑付而者猶以相見へ候之候ニ付
ラ[illegible]
之[illegible]中迄ニ[illegible]之ハ御[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

云々御座候由中聞候ニ付御年寄衆御組頭
右之外ニ證文有之候得共何れも略ス事成候事ハ不及申ニ
将軍家御関之ハ八十幾度ト申事ニ寛論ニ而証文
選みニ之列ハ当家の世々の数ニ於ても其ニ御座候
此様ニ相見候得共此段段無之候之

慶長六年後天下御一統之事

一 関ヶ原之ときハ慶長六年関ヶ原一戦後百六十年ニ
及ひ未た礼儀も其ニ打続き御静謐ニ御代と
成り何方も安らか成事ハ慶長十九年ゟ元和元年迄

無事ニ納り大坂御陣と云へ共御所様方ニも御納候
其後ハ日本国中の諸大名方ニも出陣なく至極
寄の者ハ申ニ及ず諸国之百姓ニも兵乱之無家の
我死の人数も微塵ニ減ゆへも有之上ハ天下の静
謐と申も是ゟ也ト云事まあらすトハ申ス處
久しき者ハ出陣なく又菩薩云之此事の法
も聞ず静ル寄るへきハ此世中ニ此の道理ゆへ八百八
此世の中ニ之人ハ何程長生不老ゟ長寿
と申も其外も之も一生の間たるハ二三家も之家

東方との大将と催されしも其の中にハ安芸宰相
久々まで先生の義存すなくいかにも
静謐ノ御代となりしも秀吉の恩沢に報わんと
恩の報謝となして兵乱を起し給ひし大坂籠城
の旧臣の義ハ反逆の張本也と御譜代に議合あるとも
一旦其中にハ天下納る慶長庚子兵乱の節忠義
報ゆくと義兵を卸年にハ及ひしより母氏退度
ありし逆徒方へ附としたく忠勤くハ縁ハ無之
其事に人忠ありとも反逆の忠臣御遺訓の御表様

の義も有之家を始め行方をまかりても大に害
石田も是に其年大谷始めかれこれも一其趣
のまゝにゆるさず其年百五十余年の忠義に如く思
親父義兵の発起ハ大坂の城にて計し給ひし事
大臣職には浮世に上れ其年よりはれと見えて義も
其勤の為に報し忠恕を継の仕合となりしも
いかんとなれハ秀頼の御親父秀吉の前ハ尾張
中村と申所の土民の子なりしか織田信長
卑賤より召出ニ力を尽し其身利発に依て信長

の子なり中将なく三男又彼丹羽御右衛門大輔
羽柴筑前守秀吉此三人の中ニ而も光秀の同役と
浪人なりしを信長の取立ニ預り将業勤功ニ上経
なり猶列雖然の事ニ之城主ニ別而智為
ニ逆心致し信長を害志ニ取果あれハ柳秀吉云
其後筑前の陣備へ池田より瀧山へ攻一戦を遂
逆臣明智を討果し其後柴田勝家瀧川一益など
相続し一旦信長公の跡を相続有之の由令とハ
承致也と秀吉ハ自立の望を含ミ取掛也
左志ニ変して勝くミの子孫織田三七信孝へ
も切と切せ信雄ハ何となく疎ニ于罪すつき也
有ことを此親父信長公と此又継有故也
信雄様尾州小牧表へ此自身御馬を出被信雄ハ
と此故又起ト共信雄ハ逆付の戦ハ秀吉を守
付せられずして一旦和を調へ其天正十八年小田原責
之後信雄公の勤をも勇之を果し流罪中ニ有て
後の所知とは我朝の上ニ中納言秀次へ与之候
其上の嫡孫中納言秀信へも漸く岐阜の城地

十方ニ於て又人刻々自分の雑字を捺して秀頼と
名のり也やうし玉ひ候ハんと存候ハ謀叛の世人
の気ちあらさ　権現様の御事ハ元来清和源氏
の嫡流と申ニても参河を領し甲信列を合て天下
世の御ち護ニ而御座候て秀吉公と兼而父魂の
御ハ須松中納言殿又ハ徳川大納言殿江戸内府
公事と申もおり秀吉公と付合ひ此方の御都合
萬一との萬事く豊臣家の幕下ニ於て萬
候也く八宗ニ有て白御秀吉公の事ニ於てハ以後

此段御承知ニ無之ても天道の冥加ニ背き親父秀吉
公と此方の仲を結び候結縁しへ御念報ぬ
志されたる文と系とある義無きも世に是れ
末ら御不足ニ存候と於申刻ゝ此方家ニ對し
此叛封の逆意とも候へ此八言統ニ候し候る
云ふ刻と申ものゆへ也は仁申也　親父秀吉公
御恩の厚恩ニ而候ハしと存ハ華く報恩
之事ニ候て厚恩と忘却致候の族
子孫ニ至く恨れく萬々ニ候しても候ハんとも候

之ニ依而右様の思ひ合もなく秀頼卿も幼年
の事別とは申なから家康の大望御座候とハ
東将御近々寄候事合證無御座候しかれとも
万一事有之時の本意を失ひ可申事共ニ候
安くニ有様ともしかし右合秀頼公の無分別
と申者もなく行て方よ見識之よ及ひ候る
秘計会の事も何も相済申しニ而大坂城
中夜鏡原へ大の中ニも甚関ヶ原一戦の節
も逆徒方ニ而御親類の内大ゆへ有之候
と帰り旧恩意節ニ而有御下向之見合しから
其の上ともまた秀頼ハ一味いたし浪人共
多くあつまり既ニ籠城の用意御相整申
然ハ而有諸大名ハも此度御敵方ニ而 仰付
御不孫ニも家康公ニ而も御難題大坂表之御仕
置ニ而御用ひ候而右様の儀ハ代後ニも無之筈
ましき儀ニ付御持し子細ハ只今見ても
秀頼乃方上向ニ相見候諸大名共ハ八段
不残申ニ而大名衆中ニ而無分別仁様も有

文ハ礼義人の道をなす本源と心得して我
ましき無役候ハゝ急度勤を第一心かけ候得ハ引続キ
御役をも被仰付候事も　上意ニ無油断気随を御心
得申へく候ハゝ其甚時の御かし　其気遣へき様も有之義
是れハ諸大名方ニ而御譜代を加増被仰付義
様も有之節ニハ其時の御様子より御勤被仰候
様しく心構ニ心得も御用ニ相成候へく　元来ことしきに候ハす
百五拾年の時の御見聞のみと武士之義申くすも御座候
既ニ当時御無事ニ御座候而武役ニも相成候の事ニ候

の中ニ於てもいつ何時と有之候ハゝ其役の事も
手遅ニ不相成様御武具御馬具等の破損無油断心掛ケ
是とても間ニ合可申様ニ心掛け候ニ付其覚悟ニ候
御武備ニおゐてハ船のことく格別ニ致し一文字ニ了簡
義ハ兼而御家中ニ相守候之通ニ而も御勤被成可被
成之義ハ御難儀ニ而も御用之節ハ御差図次第ニ相勤可申
御奉公之上ニも不相成居ニ而も是なく八郎殿大名
の義ハ格段ニ奉存候一の義ニ付其ニ見るも能
世の中の林と無役武術の心懸の肝要

家中杯にて朝廷の如勝治代なりといへど
又ハ出羽に勝負なしくも諸事其のあ不
中義のミ多つて善政権子におのずからハ時の
御手をえられバ[illegible]かくも云く
権現様御時代の軍慮を励まして治まるところ
の武徳にともに隠れなき戦乱にて以来ハ猶更大
切の義と御忠義におもはくも天下太平の
御代と成る義ハ清和源氏のミならずとも後世
に至るまで忘るまじき[illegible]也

太平中義利のたへくて天下利大名の御事ま し
ここかしくも云くとなき御恩厚き武道の
御事なかりは[illegible]政治に
も以て称へとりし[illegible]老人知之事を学下と
社中かくいへハ此義の御武術[illegible]
常弁と承る見ると此義[illegible]
某同じく三年二八末云其世の刻
権現様渡入の事ともあり[illegible]
も云く御名あらひに後[illegible]卿仲ツ寺の

此場合のごとく此段ゆゑを申に人倫華敷
多分を御取持も有之事にしいかでの御縁あり
中ニおゐてハ功ん事りて申事ニ而委細御察し置
二成と云異の取合し八尾州者又平成一戦の到
揔見様の御武略の徳を義として能く之を守て
御大きに義を表天下一統乃大望を遂と云
此度之の趣り揔見様を務の事ニ八事ニ
ましと勧奏なるに織田信雄にも降参を
乞秀吉之の人倫信雄公の威光ありいハいらし

揔見様にハ御和睦被下一旦御当家ニ御恩有之
三番子と申段ニ而後嗣子相続の者を養被
御入魂有之候所御深意ニ而それ迄も
揔見様の御所仏解に勝られ候て御当家へ一家めに
政も被為在候て御義大猷院様と称へ奉り候て御説
の御事ニ候是ハ何と云ニ付 揔見様にも有之人ハ
此ニ有之是大坂ハ此上ハ夫ゟ御心ニ義を云
大坂此段此御思召の御目自分御難故
此旨を申上候大坂陣中ニ於て御治

倉恵の臣御由と盛ルに表書ニ云實の式
慶長年ニ於而御物件ニハ織田内府信雄之
御差料の処ニ右ニ二腰拵の刀一を御家へ
権現様御腰物と信雄公のの刀一を小将在
大坂の御物ニ上之　故此天倉恵後ニ後御前
之義ハ今宮忠臣御存分老女ニかへりて進上
信雄ニ上候得ニ後天守ニ立候の處ニ依
御差り共御差ニ御守為存に御出ニの御手
ニより御称ニと申候而今宮御内ハ

権現様御意ニ而御相伝之　故大坂表の御
地を以御取立御之　前ニ棚ニ御ニ預り物其ま
過ニ天之久ニ御上京　ニ而御差御氏意以
相伝ニと成ル京都聚楽の御殿ニ於の御地を
人ニハ大和大納言秀家ニ節有御後枚く御上
京の御の御事と成ル京聚楽ニ而御所を
此上御ニ御茶ニ而御義ハ蔵ニ御座候ニ受取て
於ハ寛文ニ御屋敷の御役所を御網
義御用くハ御内使用之ハ御指示ニ而在り

一　[illegible]越後長尾の家臣ニ[illegible]の[illegible]上の
[illegible]となり[illegible]上杉[illegible]の名も
[illegible]上[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]武田[illegible]信玄[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]京
[illegible]
[illegible]の[illegible]

右大臣[illegible]の御用[illegible]織田右
[illegible]の城
[illegible]の[illegible]
[illegible]天正十八年ニ至リ小田原北條
[illegible]の[illegible]
列[illegible]織田信[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]天下一
統の代[illegible]大[illegible]も
[illegible]の[illegible]

其後ハ天下一天の政務を太閤へ被渡御存生の義
何とも難被成候ハゝ関東二世を差上候
其上御家門を被仰付候男と相成しく候家
康公とも被仰出して重而申候にて候
其後ハ家康公之右府秀頼公の代に相成候
是ハ大坂の陣ニ而又是ハ細川共ニ家康公之
其後も打続御政務之事のよし候
天下之御政治ハ秀頼公之御為成候
其後ハ大坂表へ御出陣の節ニ而其内江戸

豊前国御台所高台院と申候又江戸へ参府候
大坂より京都へ御上り候も御病気の由被仰候
其上加藤清正公も御見舞申候て其内江戸
へ被参候処ハ御病気も快気御座候由申上
候大坂へ参候て相見へ申候由
被仰ニ付御同人大坂ニ而御家門被遊候ニ而
其後御上洛之御養生被仰付候
御前様ニ而も家康公之御養
生ニ付其上御尋被成候子細無之

御筆自之目録を御渡し有之年月日被相改之後
大猷院殿御判物御渡ニ被成候得ハ被下之
儀の義とても御改ニ付天下の有て何れも其世の例
より　　権現様御一人の御事ハ自然
の大名衆ニ相違の御行ひニ顕し
おかれし事ハ上意の義ニ有之候也

落穂集巻七終

落穂集巻之八

一 問曰 台徳院様御代阿部豊後守殿御一字を被下
去ル忠秋と御家中ニて申候ニ付上意ニて
是ハ左も有之候ハ、先年酒井讃岐守殿へ御預ケ
被下候ハ其比ハ御名乗ニて候ハ、御小姓
答曰 豊後守殿若年の時分より御小姓
被仰付候 御前ニ罷在候
大猷院様御代ニ至り寛永十二年と同十六年の儀
ニ有之候と有り依て御一字被成ことニ候

御入英断有之、　有徳院様御代御例ニ倣く致仕
御治定之義格別ニ而も不被及候と推量申事ニ候
然處御一字拝領格別ハ勿論重き義ニ御座候ハ
治彼ニ御治世ハ安永年中御史ニ而見出候處至表遣ニ御記
之有候も無之白河御一字拝領の屋書も無之候
無之、御家一家之前中泰来の書付を尋しめ見出候
儀有之候ものも無之御座候ニ付て委細の
御日記中ニも自分の家　信明も右御一字拝領の義
ハおん之申仕　他出状等判物等名家と出候て忠秋と
被遊候而也と申付候處末ニ至り候ても是ハ
右一門中と松信の義ハ乍之料理皆様家来共常
忠者多き心得候の有之候と若キ大作一字拝
領の様成候の振舞ニ而も有之候と家中ニ推量
仕候と存り右の如く　ニ付ハ御一字を頂戴仕候
の御恩の上意の御法之通り難有と申候ニ而も候道
右忠秋豊後守殿の時ニ至り式部少輔道基殿周防守殿
諸家難読説不分明ハ難成候而相違も有之ニ候得共
無之候へ共先月の目録ニ而相考候處申ニ付而此一件ニ候

細川頼之の忠有る故ハ中にも京都将軍義満
の事ハ若年の頃八月十五夜月見んの御宴
の刻管領の面々を始諸大名の残らず参りも
仕候処執事職頼之遅参の間ニ時刻も移
り候者共ニ而も御遊延引被成候事も有之処
候ニ付頼之出仕致候処ハ義満公大き
ニ御立腹ニ而若年ニ候ハゝ怖し
也頼之時刻を違へ参府ハ遅参之事不礼の至なれ
公ハ早々ニ帰宅致し急度閉居仕候
遊ましき旨申出被仰渡其の事を始何も称し難
成候へとも取引籠而其後頼之ハ退出ニ不及候
致居候を管領の面々の外ニも色々取成致
候へとも其頃の様子をさん存より諸大名の残も大方よ
思召候ハ義満公の御勘気之趣ニ而被成御免中将儀
ニ而頃義満公若年ニも拘らす御弁才ニ而管領の面
々を始其外の諸大名の気も当惑致居候ニ付
頼之ハ義満公之御意を能合点致シ遅参ニ及候ハ
諸大名の眼前ニて何とそ面目を失ひし也

其ゟ義論云ハ威勢ニ付ケしよに紛らハしき成を

我家中之人ハ豊後守殿申候て私共の事ニ於て

様は賄賂の風ニ悪口伝の人之若く義深し〇

意ゟ申合とるみも致せ又之無器く了知者

ハ私共之の口より定義を是れゟ知へき様ハ其

之私共の見りとも成行さる豊後守様

も其音存知ゟ出御知恩の御側とし御奉公申

上ぬ身ゟく於役の心得ニハ経も分くてハ成申

備ゟ之賄賂の事てゟ私共の事ゟも有之人ニ

承りれハ其掛りより若役の事ゟも白地ニ浪説と

有ハ移くの事之と思ひ大きなるとらかニ害悪羽

実とは豊後守殿申しの旅りニ於ての物後思

平右の節同備守殿の去月の時ニ於ニ辰合申候

我等ハ物後へ

松平越中守殿御当地拝領之事

一 同公御世の御代の義ニや松平越中守殿ニハ公義ゟ

御当地を拝領ありし事の義有之又より後家代々

当地の様を是段謀御申候其の事ニ此大切当地

評判宜御座候上意の趣無之と云様くニ申候由也
其之ニハ常州候而茂善國出来ニ鶴承候而者
大猷院様御代目見ハ若成還御之刻右之御紋ニ相成て
の義ニ有之候由御尋ニ付其段の上意ニ之趣と成るニ候
ニ相成ハ難之様してるとの事ハなか不及候而も奉存
候事尚又鶴若年之節職御関係書ト被成候ニ付
寛永有之候在江戸中ニ相成候之職中書候ハ御鷹捉
候の節候而ニ右候御目付書付寛永ハ中御之先其
義ハ職中書と申候も有之ニ付之よし別ニ何無候而年

武将御鷹捉候の御鷹の血抜候を一羽宛ニ被成御鷹候而
後と申者年間御年寄松平出羽守殿御老中一家様ヨリ
の御沙汰ニ候節ニ職中書殿我等へ一羽ツヽ年
年々其御鷹捉候之時の其庵をも相頼候へハ
職中書殿宇治之ニハ日付も被成候御申候由
御鷹の様を是迄ニ被成候と存候ハ津軽右京の
義ハ格別武家方ニ而は出来候不及其藁候職業
の御鷹の儀ハ是迄く申渡してハ御用ニ而者は是ニ
寛政年中細川と申者有之候ハ、右拝領之事歟之申

の旨也當ニ其上ニ於テ後ハ義理ニ於テ致候儀是今時世上
ニ而其見る所ニ風俗致候ハ浮気虚飾拙風
候とそれ而己ニて結構と閑擬する所有之候四十歳迄
者ニ而功業熟考し候其上ニて徹底して御覧ニて上御一
字輪致中ニ而尽可為の様ニて御著御見下さるべく
有之義共外ニ数有之義ニ此る者ハ其上の御趣意
の有之筈ニ候浮気虚飾致候ものハ武ニ至極之義
ニ而其武暮ニ而之の至り易刻ニも有之
等ニ而其子細を見る時ハ常大将の義も人ニも
諂諛追従信の義も疎略なるものゝ如くは我身のみも
ひとり分ニ応し高意尊第一ニ致る八ニ其志有との
義なし之人ハ程義の義明友の交り致候ても人ニ於
広く中ニ而面談仕ニ及候ハゞ其の人の心も及ハす
如斯守るべくは人ニよりて八三人ニより計
の心を以て意趣ニ致し候之人ハ精誠ニも取諂諛随仕
とかく候て其の行義之一ニ而細事中ニ切を
當然ニ而も際限稽古を致す處して其筋ハ
三将の人の様のひとりと行ハ外ニも飾り

乞兮和となりてしかるに三代の所思意相を

は我々の座ニ相並て無理ニ御しこ事とて

の様も此如くハ言時也

松平伊豫守殿は越前家相續仕候

一同年寛永年中松平三河守殿乱心ニ付豊後国

萩原ニ流罪也　依之越前家の本家此段ニ及

御内證参り伊豫守殿ニ本家相續之義被

仰付候処右中納言殿は　格段を以て進候所

此方の御嫡子ニ而相續之義ニ而下ニ置候所

伊豫守殿宜しく候所機嫌よく御結ニ成事ニ候

無之御役候と存候所御取扱之は甚過

の義とのみ存候や此時代隔り右世上評判

相違有之義も有之候其の事と相見へ御年比

不之の御事の趣又其ニ本家相違の事ニ候御本家

家相續の儀と伊豫守殿へ御内證別ニ松平越前

守殿同大和守殿同但馬守殿右三人の御参り

達テ御取扱有之候所夫ニ而下置候ニ而伊豫守

殿此段ニ而相續之儀を御取扱候も無之七百石

御用として被為　召候節御含方同行三宅
様江差遣し候へとも何ニ成候とも不成も無之して
内意ニ而ニ付てハ猶又委細の儀ハ又ハ我等の取扱ニ付て
通り可申様被仰付候与中當時之人の勤も右ニ付
観音寺殿の御咄ニ而前松本のとも十五萬石の
御内時　権現様の御意を以て被成候ニ付
奉存候得共其節ハ忠孝ニ被下其事中
安養ハ上同之候　台徳院様ニ而御同人ニ付
御座候而て先祖之者共ニ申渡候ものニ付

三百石分ニ被下置候得共今以絶ニ至候　御座
台徳院様の御代御勘気ニ付被成大坂冬御陣の節
ハ若年故御供不致候御陣中ニ相勤候ニ付
翌年夏御陣ニ而八歳ニ而も御供致し
の者とも八御代ニ付御直々被仰付候と存ニ付雑役と
関ヶ原ニ而ハ御陣中若年の候ニ付被仰付
の御供も無之前後ともに申儀ニ付御附
添候とも大事ニ被成候とも御つ候
無之二年有様ニ付を候御座候へ共至て少

秀頼上聞ニ被達候処前後不存之者共ニ而
家康の仰ニ違背しことを成しハ何事の
儀哉と被仰出候其上意ニ而御謀叛
之儀ニ付御前江被召候得ハ御承知之旨
申上候所被仰付候ハ片桐ハ右之上意ニ
一味と申候得は違背仕候得とも御存之節御陣
中ニ家康公御請被成候ニ付候得ハ
御前江出仕申候（忠）大坂表へ出張候大月七日
然る処秀頼公の御ことニ相成候ハヽ自身首尾

と被成御許容ニ而大坂の陣近く相成候ニ付
右府御家来衆御出陣之二十日計之被仰付候
家康公小勢と乍申ニ而御見合之程被仰付御出陣
御旗本ニ而御陣屋被仰付御陣小屋掛候ニ付
関東之者共野田ニ陣取候ニ付二条ゟ二条之衆御出陣
松代の衆ハ相成申候ニ付堀を埋候由ニ而二条之城
江戸表大手之御門ニ而御出馬被遊候ニ付会見
二条城之衆御家来衆被仰付江戸表御家来
後ニ御座候而御着到御家中之者共相揃

御身共の義もとかく恐存候處　職務之事
御目見ハ若御年中方御礼も済候ハ三河守殿義ハ
御大法ニ相極られ有之候　御身ハ一旦故中納言殿義
とくと承存候今ハ無之ハ相續之義ハ　御身ニの
義ニ候共存候　進申御書ニハ　御相談ニ申くるの
御事ニ候之次第ニ候　御事ニ御取扱と申候又候
猶又申上候　中納言殿と申立候得と
有之候之節ニ候へ共　仙臺守義を承知候
是も大法ニ通ハ御身ニも　仙臺代官承知候
の様之義ニ而相成ハ猶く最早無之今ハ其国の
儀也と相成仕一旦立候所一国の守其ハ三河守故
中納言殿と存候者共ニ相成候ハ仙臺代ハ相續候
御身共無相成甚難候得共是ハ御宰中方御申立ハ
三之御身の段御座候取扱ニ而候とも参河守殿義も
之也被成候とも御身の礼も無之候得共
三河守無之候家御法度も有之　御身も
人の其の義とハ云城の御大法も有之三河
右様ニハ難叶　御身事ニ中納言殿御家相續

とかくニ御定相りニ義申も其人ハ手延御信仕候
よし御尤ニ候御代殿義ニ御手廻も御座候ニ付候て
第目の人として此事ニ仰付候ハゞの其御様
其頃ニ伊豆守殿ニ而者御召御大任ニ付候
萬事の御仕置方ニ付 常ニ御申付候 御先代様御座候
畢竟御方様ニ而御用意ニもなく候ても然
知恵伊豆ハ松平家ニ而家相續の御信ニ而候義
其儀ハ伊豆守ニて其後ニ有継て候あるニ付ても之
今日の義ニ御座候ハゞ御座候て其の義ニ候
伊豆守殿の遊番ニ而世上ニ而なくてハ無之くと施錯
之候て甚御法度と御座候而も御上にて
御前ニ而伊豆守殿御申 誠ニ其御門老中方
御申出候 其月ニ而之ハ御代御目出度御申出候
上聞ニ相達し御沙汰ニ而之御申上候而御座候
是迄ニ而同心ニ付候ハ公事方御成出て
御申也上意ニ而御申上候 伊豆守殿より御目
其後御申上て御門家へ其外御家柄
様之義并ニ人の心得等ニ付其新他の

此外無ニ有之 御継嗣之 同門同時 諸大名の
中波の御家のうへし様君とり立られ候ニ有之
間ニ相成候也 是も御年寄衆家の家中之儀ハ御家
次御家の事ニて候様君とも立被仰付 御年
子細有之候事ニ而也 尤御子孫ハ別して次第有之 尤二云
義の御沙汰ハ八將軍綱吉卿ハ家宣卿御養男
之御方被仰付候へ共ニ尾州門三家同前の様君かく
有之由 於年御継嗣の廃ニハ綱吉卿御養子 紀州甲府の御
今般除ニ而御譲り之 御前兼隆ても常時の

様の継承之御内證也 然るに御家相続之 御年寄 御役の義也
諸事共ニ故中納言殿ニ而何も被成候事の由となく有之候へ
様君より合の養の御役とも御内意に多分
之御事之無御遠慮かく有之様ニ寛永二年
大猷院様御門三家御見合ニ 大年の御様 拙者かくして御座
候御預ケ以 御年寄衆相定候ニ右衛の方々久々に柄ニ
以 御年ハ無之ニ而紀州遠国ニ附而も御意あまり
又ハ進中ニ而如く八人の御門ニ家由見遠の慶
有ゆゑ下馬なとの儀多分ニ有 御譲り有之候ニ而

其上雑義ニ及候又右様の後難の有之もはかられ
ことなく候の御事を御覚悟もいたし候や然ハ別ニ
公儀へ御出陣国守ゟハ無之候何時も大軍勢
諸人迄の難ニ到り候てハ候御事を尋し
中老の義ニ而も有之候由ニ付其の義ニ付家来共
の為御座候同様申候由ニ而越前守殿家来共へ
與入陣営の為御奉書ニ而之勝手家来共ニ而
奉行の侍衆の給ハ不有之二三ヶ所ニ在之候ニ
其上出行致候の者小勢ニ御座候て立可取
の後の大堀川越前守殿ゟ御家来衆へ案内として松平
職方家来衆ニ陣立ニ而中之御用之趣ハ及び申上候
御役所門前の趣ニ御座候中より内ハ同様申付候ハ御
越前守殿ゟ御奉書ニ而申上候所ニ御役所より一統相
内ハ同様申候右ニ越前守殿ゟハ御勤方之一円年大火ハ又々御座候
著之候ニハ御沙汰も無之趣公儀より右之通り申付候様御
立申候御用之んをもいたし有ハ様子ハ申
候ハ越前守殿ゟ御家来へ御達有之候処ニハ先達
の御用向より焼失之節の火急の節

有之候鋳銭之儀ハ去ル寛文の武蔵の上ニて有馬
三代将軍依頼之時々の御鋳銭何れも一ツ勝
手代名前の時台徳院殿相改申候八分程も文
良氏之急足之世ニ御宗旨御免太息ニ御付
陸士中間の先代将軍家了被成御座候ハ国
備前国北方ニ而去寛京富家可申傳へ候ト御申し候
ヲ宜ニ三時明ニ可申旨申上候趣太伊藤ち度義
寛永六年　台徳院様御不例の節差出
の時大君有徳様御代ニ至り急度の義無用ニ

申候右京都大坂林ニ而御座候ニ付御文字上
の節ニ有之候ニ付当時御所ニ而の義如く川添
此ハ伊奈半左衛門新鋳銭座川御取立ニハ御用被仰付候人
右御用被仰付候時ニ伊藤喜兵衛ニハ御鋳銭
相立しそれ鋳銭座一統之御のことく書面有之
此度川添の鋳銭座相願候而相成候事ニ候先年
中ニハ当時分江戸の者ニ御大君有徳様鋳銭ハ相停
其中ニ而も他公衆川ニ而御関相中ニ而申候様
此御鋳銭相成候儀ニ付川添浦右衛門

て江戸浅草の御蔵ハ余所ニ有之を廻を御当
中ニ若殿の子供達上総子とも掛被
召出候所ニ又剣を掛く人ハ御側ニて勤め可候
人ニ頼り御機嫌伺として其上の後は満悦ニ
覚江候者御悦喜して是を殿下ハ之を仰けれハ
候趣今ニおゐて江戸参勤の節江移候
主人様子見極人ハて召出られ候家風ハ此迄
関云太夫機嫌伺候初ハ此御前様ニ於ても
権現様の上意と承事ニ依下此者ありしも候と申上る
世中の義ハいか成節目の人ありし後ハ常ニ如斯ニ候
昔云ニ若小栗殿の侍高山四郎兵衛と云者の有
之北條氏康の代ニ遠山丹波守ニ付て武州江戸の城主
也其子孫ニも右丹波守嫡子隼人正ハ戦死を遂
御ニ男子壱人女子と娘并有之候妻女を八月甲州鐵炮
城主大夫藤治与次繁ニ嫁せし女ハ江戸城ハ関口
稲荷の城主吉田新五郎康資ハ妻と成康資
ニ男人子有之と新六郎家政妹とありし節
此者也　権現様関東御入国後太田のありし

成候右出御側ニ而仕京都裏方の御座所ニおわか
ら直勝ニ御移居御出入御出生被遊候　宮様ニ為
遊御子世今経　従儀清涼寺ニ　松殿様乃御猶子様
ニ御　右ニ門跡御所群等の御ことらは八尤も
くら直の御後のおひめ様のし之ニ而様
八御子さまへ御出成時　松殿様おりら候へ
三才ニ而六才ニても寛政御れ八未年を段
させ無し立三才無くニて六才ニ未年を
は以高樹院無く在ら申無く有無し

於八御姫の八姫ら被為蔡様ニ而御中無く壱人
ヱ勝へ紀ニくだら様も御座ニ而土御門ニ御慶
松殿ら中御時様附へ其後ハおりら無へ未年ニ下
はでや　松殿様おりら直へ　出意候は慶松
も未年八十二歳ニ御ら白江戸表松下お東
側無く被成候無く有之被御の御おりら
用の御ニ而江戸表右出御様被御候御様
おりら直無御無く被御候用ら無く慶松
被江戸へ立ち御出ニ　　高樹院様ニも早速ニ

御目見之以後則父光圀の義も世ニ而子方若党ニ被
召出し候と佐藤与左衛門へ被仰付三木仁兵衛の家臣たりとも
も被仰付候て御城にも被参御例ニ而入出候や
其後文殊院の出家同前ニ臨池筆道をおしへ候
御幼年ニ而子方被成候得共平座ヲ被致男子なくも
其無くも生れ候得共其子方の子ニ以てしそ
之を御存ニ付而　上意ニ而右の筆をおしへらるゝの
被成候へ引取られ候而三木之次御男子
御出生以後御家督並被成候後ニ八水戸中納

言頼房公御本立之右の者らへ被仰候義
御相談被成御供之後英勝院殿ゟ御申しく江戸表
江御召出被成候処御国元ニ而御出生被成候御本丸合
も御越候ニ付此上水戸頼房公ニ八御實母同前
ニ而生之候し松平讃岐守殿ニも一旦御實母ゟ被差置
御目見之義かくの如く御見立なく御合宿被成候
叶しなく候父母寛永十九年辛巳ニ而
頼房公の御年若ニ而仰付御養母英勝寺ニ而御
之法事の節より御縁守殿　御養母

御賄御取扱老中方より候と随くれ候得共
水戸の御家ゟ御問合有之候所八重姫君
御方々御月御賄ハ 紀伊 伊豫守殿ニも英勝
寺へ参詣不致候由 英勝院殿 墓所無之
思召之趣ニ而水戸の頼房公と松平伊豫守
殿ゟ御両人へ一所ニ御振廻之儀被仰付候由ニ
水戸殿御事ハ御叔父と申ニ而上御一家柄の儀
有之御養母英勝院殿方ニ相加り御先公の節
三ハ頼房公の御事ゟ伊豫守殿を御懇意ニ付

然しなから実の御兄弟のことくも御申しく御若
去有之御家督以御定る御出様ニ参り候ニ付御懇被成度
御局衆之義を其日居られ候常ニ御懇意成し候

一 御鷹野ニおゐて新御書院ハいつれの御代合
初る事ニ候哉 其節者親類被成候 大猷院様
御代寛永の初比合ニ而も有之御老中方より 伺候
御先手大番方年寄共ニも初ニ而相済候とも
勤ニ而者の当番方之者の中より今
被出し其組ニと而被成候ハ常ニ出精之節

称徳御治世 天喜の比まて義家ハ奥州年号長
然れ共家督之儀ハ御嫡孫嫡子貞永ニも是を
於御当家中ニ而御連枝の御名ハ八幡太郎殿
子息御所の内御当家ニ而之れ有之候御家人の儀
八幡殿御治世 天喜元年六月大将軍職御預り
大御所様ニも其御子孫等ニ付之ハ当代の
儀ハ大井川新田の流を汲の所 新田の相続
御嫡家とも御家督を継御同ニ而の御家柄
公方様の御代々御家督ニ御座候ニ付 天喜元年

御先祖方何れも其うちの内給も有之処ニ而も右家の
内ハ安右八幡殿 天喜元年大将軍職ニ而ハ右所
様ニ而義ハ何れ二度目御取立の御家筋ニ
候ち人の御子孫様ハ御代々大君様之嫡男
御家督を継御家中御繁盛ハ御当家ニ而内又
右御家ニ而ハ御本家筋の細工者之公方ハ
其代義家ハ八幡太郎殿の御同前有之ニ而
様の御名をもん合候所ハ嫡男御先祖方も大
将軍ニ而世つく秋元義家七年御名乗ニ

とても其後如何様ハ当家へ今度成共何も無之
困り候者ニ於てハ新義之流別ニ申者無く
可有之事　其意を得て新義流之中々義ハ
御利口ニ申候て其中申合之事の義等
当家段　組合之義第一ニ候　此度の古派組候ハ
当家ニ而ハ、の義ハ数御家と大家との中ニ而
ニ而武芸ニ相勤候ニ而ハ馬術之義を存知候
其外当家ニ而家の御門雅流組候ニハ早代御公儀を
可申候ものとの其意ニ候とも其ニ相成く其節
年の新書流ニも御当家之義も御当家にも可有之
其く不の御家之ニ相応く候御側ニ而其組候
当家ニ御前にして御前者の場合ニハ此様く相成候
其後同開古新義流への為めてハ、の義如何
御召数御当流とハ今年儀ニ而相応ニ有馬ニ候
日拾を以その御筆ニ而申候ハ天下の義
ハ古備儀能下存候数御当流ニ而ハ何も馬
と持候ものを致し候様ニ存候へ申候節
の義ハ当時ニ合候てハ人々の手段も可有之ニ

ゆゑに身が致方なさに鹿の内事ゆ作には記伝
ハ今武家奉事より楽曲を脹ハ契ずも申述
時代物申そのみなく若合ても富貴なく事にも
世が代々高低抜群給はおのが気の作事を求
御に前後の義も要恵なを皆存給御座候に
つニつ不移常に前後の義ハ神事をとりん後
自御座敷ちり武家作式の義も棒ちく音一桂
も根近之ハ丈をけにや其和気安さき本表なく
人をこし飯をハ合ふへきに入勝様を除く西くの

富元お持参に致て総合ニ美参を合せ汁講なとハ今時
推参も同事かく事麁略をかりたまひ無を鑑外
北陸し御用の恒の悠久の義に於かくハ源氏を見
とふ良ひ人馬ニ迄人も事とあずハと有意思とも
是故は哉候也　格様御代々御家より身に出家
内のおおくるそのかく川を人くて乱世の所
風と平和に御ゆく太平城にて岩石遠き所
乱世の今年にも土岐若所寒政今川氏真ハ相の
ミく此家柄も此年意治世乱世に不限候

数々の武臣の忠義不浅事とおもんし候より
一 同く加藤肥後の家ハ古来より大国の地ニ有之然ニ
寛永年中御改易被仰付候跡の所ニ細川越中
守殿の儀ニ而在之候よし御改易被仰付候義ハ
加藤肥後の城ニ而加藤肥後ハ正則以上
御連枝被成自分菩提所ニ城を葬り中納言殿
被成候ニ付御取立一家の繁昌を被成候
武功御先祖之の松平安芸守殿ニ而加藤殿の
一門中ニ而関ヶ原合戦の節御味方被仰付候

大坂の御所より御上洛被仰付候ニ付而も
相成候ハヽ御家中御分合致し可申候義
相続相調不申付御家代御目付に上り候ハ御見分
将ハ此度当家の者有之候ニ付而内通致候
相続御当家御家門ニ而相成候ハヽ此上致候
先ハ此家相続も御同様ニ被仰付候ニ而内通致候
其外ハ以後御先祖の一家の御名跡相続被仰付
当分の儀ニ而御沙汰ニ付而も御家中の御評定
其上ハ御政事中の儀ニ付御家御相続之御取計

ても前ニ無之節ニ而ハ貯穀役ニ取締方之筆ニ而候処

貯穀之儀者前々諸事御申付貯蓄致度申出候

之ハ其外之向寄ニ而先年右之処ゟ渡方申出

候処、稗之外之儀有之候ハ、貯蓄致候様申渡

御役所ハ先日申付候通貯蓄致候分元来之儀ニ候

中申候処　上ニ而御沙汰之趣ニ而ハ、右元ニハ御用ニ無之候

又御貯蓄之儀ハ前々ゟ渡ニ相成候ハ当年分

御組之上有之候ハ、貯穀之外御役所ハ籾之余分之分も

貯穀ニ而申渡候ハ、先年被仰付候迄差出候

之義ニ付貯穀之儀者都而御手当ニ付候ハ、趣意之筆ニ

而取締方之儀ハ、又ハ先ニ候ハ之者ニ而茂申渡中筆

ニ付而此度取法之趣ニ而御申付候ニ付有之時

貯蓄致度候ハ、其外取法之趣ニ有之ニハ穀高下知方

無之様前々ゟ申渡候処ハ石高取締役

御通下候ハ御組ニ而も申候ハ、御法度之儀ハ前々御申渡

藏方之儀者取組候ハ、上之儀取締方之儀有之候処

貯而之儀其外取計候取扱而其外之

御年貢ハ取計りも有之御取計ニ候之

當寺之段ハ御朱印無御座候とも至而之事ニ候へハ二家来の上
ここも無之と有之候へハ只今ニ而候の事分ニ
円通寺ハ古来ゟ御朱印ニ茂無之と申候の段
此様ニハ難被成候段を委細ニ申開候得共至
之候へハ當寺之者共ゟ御座候之儀御座候とても無之義
立候當寺の上ハ申ニ不及候只今迄円通寺建立以来
間の地ハ　権現様より浅野弾正殿ハ其の代ニ
仕置被成其上ニ而茂御菩提ニ而宗安之台徳円
通以來二代　御撰状　仕置被成候処元被成候人ニ

候ハ円通寺ハ無縁の地ニ而御座候處當地仕合ニ
御見分無之候ニ仕様を被立候得共被成御座候
當寺も當所へしく八円通寺之義ハ御城主の定
當ニ相成り不申其内町之申さ候而も不存候
無之の御座候ても及不申候ハ必定ニ付何卒御座候
八之事も去申候義ニ御座候紙面を差上申候
止中候ハ此度之御座候奥意を相定候様ニ奉存候
の御願候ハ私不存候円通寺不存の通と存候
御差押中候得共此度年来ニ披露を以て円通

一人ニ身を為果候以ハ一統立候ハヽ世上の
申伝も可宜 貴殿野一家の面々ニ相難者も
有之候ハヽ一ツ事ニ仕候共一統立候ても候得者
落の城を築候 同所ニ申合ニて野ニ建置
居を止め申候 普請路拝領仕候節仕候ハ
委細承届候 経中申上候 同所ニ候ハ 其上の義
先く御和談仕相同 前書の義ニ付
然候 其城を御覧在之候ニ付 御老中方より
当候ハ 其事先以御附 御用ニ候 [illegible]

御城見分被成候 城被仰付候の義ニ付申上候
城被仰付 一ハ御老中方御列座ニて 御備ハ分
拵候ハ 御自分御持の地ニ相成 新城在之
義ハ其外 御城御普請被 御自分御地の
義ニ付て　右義の御入用の儀ニ其下
備の義ハ 右の御自分ニ普請ニ 義ハ勝手
次第ニ 然ハ右ニ付キ被仰付 新城普請ニ
被仰候ハ　右義出来候以後 何方ニても御用相叶
御城の御届ニ 修復の御届ニ候

成御老中方被仰達御目付衆之面御老中方寛氏門前ニ而
脇坂殿同道候へ共御老中之拝ニハ御老中方不残罷出候り
之処かの御老中方之へ八月分両度ニハ及不申御老中方
掃部頭殿被下候入之御出之ハ同道致候御申ニハ今日之儀
御手元之御済相成ニ付御沙汰有之由御老中方登城
掃部頭殿御礼下手入之有之之ハ脇坂殿御申之ハ御沙汰之由
御登城ニ及不申御老中方御伺之上ニ小笠原殿参上
御戴彩漆縄張等被成御持参候由御礼ハ別段之
申上候之御内御用御尋候段同井伊家江為御済

御座候之由
一 関白之云当夜太閤進退有之候ニ付節朔松平伊豆
守殿御老中御列席被仰付御同道ニ而入院ニ而御申
太閤殿の家来参ニ而関係御申 龍渋候
守殿参云其日の節太閤殿之御内様ニ而
松平伊豆守殿へ手紙之趣松平御申候
然ル処御同道御沙汰候ニ而主善殿御申
御戴御相ニ之其之節ニ而御帰ニ付御申ハ
右之通御相談ニ付表向御沙汰ニ付

内意之儀有之候同役の出雲守殿ニハ以手紙ニて
松平伊豆守殿御出太宰殿ニハ以手紙出府ニ付申
遣ニ出院分御出候而之家来共方ニ而承り候所
京殿ニも不審ニ存在下を聞く差合無之由候旨ハ
不残高御出候由申越候ハ伊豆守殿ニハ以手紙を以遠かく
早く出候様ニ御意ニ付以手紙にて申上候
候ニ而之義ニ付京家の者ニ而右之間ニ伊豆守殿
ニ而人不残之出候而之家来共ニ年寄中ニ而
加賀殿下御用とも申越遣候処伊豆守殿御申候間
京家の者へ相達く候ハ子細有之ニ付申越候
相尋候事有之候今朝太宰殿方より遣候江戸之
御用候ニ付是の以御義ニ頼ミ候書ニハ松平伊豆守と名
之相違定而松平出雲守殿へ相越候様申越候の
出遣候様ニ与御相談可申候旨ニ候而之申中
入候太宰殿御城ニ而出雲守殿へ被申候而御書翰
申出候処ハ一手紙を以而之の名前を認之御書
右之義ニ而定而太宰殿ニ而ハ委細之定ニ付松平出雲
守之伊豆守殿へハ申越し一宇之遣之人ハ右様の事

遠き遠方より来る女若の子と八つの子とも此段と一所
さ申すに二歳[illegible]左衛門[illegible]より
[illegible]三方[illegible]出河[illegible]
[illegible]八つ[illegible]合[illegible]
[illegible]内[illegible]
[illegible]
[illegible]八[illegible]
[illegible]内[illegible]
[illegible]

藤垣東老八歳

まり志
上
藤屋
白かね